小学校免許状の教職課程を設置する際の要件の緩和について

小学校免許状を取得できる機会の拡大を図るため、大学が小学校免許状を取得できる教職課程を設置する際の要件(科目開設の種類や専任教員の配置数)を緩和し、これまで小学校免許状の教職課程を設置していない大学における新たな課程の設置を促進する。

く小学校免許状を取得できる教職課程を設置する際の要件(教職課程認定基準(教員養成部会決定))を緩和>

〇 科目開設の種類

現 行
月科目 <u>教科全で開設</u>

- ※【教科専門科目】 全10教科
 - 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、英語
- ※教職課程を履修する学生は、全10教科のうち1教科以上の科目の単位を修得(教育職員免許法施行規則)

〇 専任教員の配置数

見直し案	現行
・教科専門科目 1人・教職専門科目 3人・教科専門科目又は教職専門科目4人	・教科専門科目 5人(5教科に各1人) ・教職専門科目 3人
合計8人	合計8人

【期待される効果】

- ▶ 小学校の教科担任制の導入を見据えた、 教科の専門性の高い小学校教師の養成が 可能になる(例えば、理科や数学の教科 専門科目を重点的に開設し、理数に強い小 学校教師の養成)
- ➤ 教科専門科目の科目開設、専任教員 配置数の要件が緩和されたことにより、 大学の負担が軽減され、教科専門科目 と各教科の指導法を合せた「複合科 目」の開設が促進される
- ➤ 小学校と中学校の両方の免許状取得に 必要な総単位数を軽減する「義務教育特例」と併せて適用することにより、小学 校免許状に特有の科目履修が軽減され、 小学校と中学校の免許状の併有が促進される